

監査結果に係る措置通知書

対象部局等	農政部	農林整備課
指摘の内容	<p>収入事務関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調定・徴収事務関係 <p>道路法の適用外である市道認定されていない農道において、市道の占用について定めた福島市道路占用規則により、占用の許可をしていた。</p> <p>また、農道使用料において、市道の占用料について定めた福島市道路占用料徴収条例により、占用料として徴収していた。(1件)</p> <p>(道路法第3条、福島市道路占用規則第1条及び福島市道路占用料徴収条例第1条)</p>	
講じた措置の内容	<p>収入事務関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調定・徴収事務関係 <p>【原因】</p> <p>農道の使用許可にあたり、市道の取り扱いを準用していたことについては、農道の扱いを曖昧にしたままで事務処理を行っていたこと及び決裁時における係長や課長の確認が不十分であったことが原因であります。</p> <p>【対応】</p> <p>改めて農道は行政財産とし、福島市財務規則及び福島市行政財産使用料条例に基づき使用の許可及び使用料を徴収するため、農道の使用に関する事務手続きについて整理し、市長決裁の発議書をもって令和3年3月31日付けで確定させました。</p> <p>【再発防止策】</p> <p>令和3年4月1日以降におきましては、定めた事務手続きを順守し、事務処理を行います。また、使用許可等に係る発議決裁の際には、事務手続きを定めた発議書の写しを添付し、担当者及び係長、課長による確認を十分に行い再発防止の徹底に努めてまいります。</p>	

- (1) 指摘の内容欄は、監査結果を移記すること。
- (2) 講じた措置の内容欄については、措置の内容と併せて実施開始時期または開始年度等も含めて明確に記入願います。

監査結果に係る措置通知書

対象部局等	農政部	市場管理課
指摘の内容	<p>収入事務関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調定・徴収事務関係 <p>市場関係手数料において、福島市手数料条例で規定された手数料の金額に消費税及び地方消費税を加算し徴収していた。(1件7か所)</p> <p>(地方自治法第228条第1項、福島市手数料条例第2条第1項及び別表第1)</p>	
講じた措置の内容	<p>収入事務関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調定・徴収事務関係 <p>【原因】</p> <p>消費税制度が導入された際に、法解釈を誤ってしまったこと。また、その後の事務処理において、原点に立ち戻り法制度について確認する機会を持てなかったことが原因です。なお、調定等の決裁において、上司による確認が形式的になっていたことも一因と考えます。</p> <p>【対応】</p> <p>①消滅時効が10年であることから、過去10年間の過誤納金については、遡及し、徴収した過誤納金を返還することとしました。(令和3年3月25日起案の発議書による。)</p> <p>平成23年3月25日以降、最後に消費税・地方消費税を加算し徴収した令和3年2月18日までを対象としました。返還対象者22社・123件、金額は2,784円で、返金を終了しています(令和3年6月17現在)。</p> <p>②消費税確定申告については、課税額が減額となるため、更正の請求が可能な過去5年度分(平成28年度から令和2年度分)について請求し、過納分の還付を受けることとしました。令和3年3月4日、福島税務署と協議し、現在手続準備中です。</p> <p>【再発防止策】</p> <p>監査における指摘を受けて、令和3年3月中途から順次、下記の対策を行いました。</p> <p>①事務マニュアルの加除修正を行い、手数料の金額には消費税及び地方消費税額を加算しない旨を明記しました。</p> <p>②領収書には、予め、「うち消費税及び地方消費税額」とのスタンプを押印してありましたが、この領収書は使用しないこととし、スタンプ押印の無い新しい領収書に切り替えました。</p> <p>③当該手数料に係る証明書の交付申請書には、「うち消費税額および地方消費税額」の欄が設けてあったので、当該欄を削除し、修正しました。</p> <p>④事務の遂行にあたっては、根拠法令や国県通知等を再確認することとしました。具体的には、調定等の決裁の際に、担当者並びに上司によるダブルチェックを行うことにより、法解釈等の再確認を促すこととしました。</p>	

(1) 指摘の内容欄は、監査結果を移記すること。

(2) 講じた措置の内容欄については、措置の内容と併せて実施開始時期または開始年度等も含めて明確に記入願います。